

消火器の規格について

消防法令に基づいて設置されている
旧規格消火器は2022年1月1日から
は使用できません！

※ご使用中の消火器を一度確認下さい！



適応火災のマークが「文字表示」の消火器は、新規格消火器に2021年12月31日までに交換してください！

旧規格	普通 火災用	油 火災用	電気 火災用
↓	↓	↓	↓
新規格	普通火災用	油火災用	電気火災用

消防法令に基づいて消火器の設置が義務付けられている建物等で、2011年1月1日の規格省令改正により既に型式が失効している消火器を継続的に設置できるのは2021年12月31日までです。2022年1月1日以降は型式が失効した消火器の設置は認められませんので計画的な交換・リサイクルをお願いいたします。

適応火災マークを確認してください！



文字表示の消火器は、交換が必要です。

~~旧規格~~

普通
火災用

油
火災用

電気
火災用

絵表示の消火器は、今後も設置可能です。

新規格



普通火災用

油火災用

電気火災用

消火器のリサイクルにご協力ください

- 回収された消火器は、本体の大部分はリサイクルされています。
- 回収料は、消火器本体の回収料、処分料が引かれます。
- 回収料は、消火器本体の回収料、処分料が引かれます。
- 回収料は「ラベルに記載の電話番号」にお問い合わせてください。

製造年	年
製造番号	
設計標準使用期限	2021 年まで

設計上の標準使用期限を超えて使用されますと経年劣化によるけが等の事故に繋がることがあります。

↑↑新規格の消火器本体には
【設計標準使用期限】が書かれています

大三建商株式会社

東京都台東区竜泉1-31-4

T)03-3871-3311 F)03-3871-0345

URL www.daisan-k.com



アルコールチェックの義務化

令和4年4月より道路交通法施行規則の改正が順次施行され
運転前後のアルコールチェックが義務化されます

タニタ アルコールセンサー

2021年11月10日、
「**道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令**」が
公布されました。

「白ナンバー」事業者に対する
アルコール検知器によるドライバー飲酒検査が
来年2022年10月から義務化になりました

2021年11月10日、「**道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令**」が公布され、**乗用車5台以上または乗車定員が11人以上の自動車**を1台使用する事業所ごとに選任する必要がある**安全運転管理者の業務**として、下記3点が義務化されました。

- ① 運転の前後に、運転者に対して目視およびアルコール検知器を使用して酒気帯びの有無を確認すること。
- ② 目視およびアルコール検知器による確認の記録をデジタルデータや日誌等で1年間保存すること。
- ③ 正常に機能するアルコール検知器を常備すること。

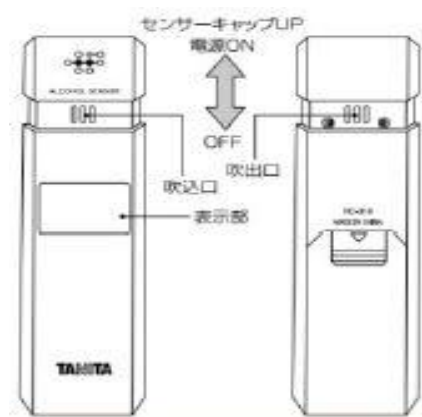
※ここで定められた一年間の記録の保存は、保存方法は定められておらず、手書き、データいずれでも問題ありません。

※弊社ではアルコール検知器協議会認定機器を推奨します



息を吹きかけ、
アルコールチェック!

アルコールが検出されると、
バックライトが赤く点灯し
アラームが鳴ります。



サイズ:37×120×20mm厚

重量:約74g

材質:ABS樹脂

付属品:単4アルカリ電池2本(動作確認用)

大三建商株式会社

東京都台東区竜泉1-31-4

T)03-3871-3311 F)03-3871-0345

URL www.daisan-k.com

